

## 用語の説明

- ◎ 「**労働災害**」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。  
 なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率・強度率）及び死傷者1人平均労働損失日数で表す。
- ・「**度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。ただし、本概況における度数率は、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定して算出している。

$$\text{〔算出方法〕} \quad \text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

（注）同一人が2回以上被災した場合には、その被災回数を死傷者数としている（同一人が2回被災した場合の死傷者数は2人となる）。

- ・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

$$\text{〔算出方法〕} \quad \text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「**死傷者1人平均労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除したものをいう。
- ・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

- 死亡…………… 7,500日
- 永久全労働不能…………… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
- 永久一部労働不能…………… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
- 一時労働不能…………… 暦日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数

{

- 死亡…………… 労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
- 永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
- 永久一部労働不能…………… 身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全に失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
- 一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治癒し、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

|           |       |       |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 身体障害等級(級) | 1～3   | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10  | 11  | 12  | 13  | 14 |
| 労働損失日数(日) | 7,500 | 5,500 | 4,000 | 3,000 | 2,200 | 1,500 | 1,000 | 600 | 400 | 200 | 100 | 50 |

- ・「**不休災害度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。  
 なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関等（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。
- ・「**無災害事業所**」とは、休業1日以上及び身体の一部又はその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。